

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(令和元年12月20日)に係る  
ビルクリーニング分野における対応について

## 1 大都市圏等への集中防止策等

### 2(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

#### 【具体的施策】

- 特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。(注:ビルクリーニング分野に関連のある施策のみを抜粋)
- ① 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業PR活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供(14分野)
- ② 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催(14分野)
- ③ 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施(14分野)
- ④ 地方における技能評価試験の実施(14分野)
- ⑤ 技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ(ビルクリーニング分野)

#### (対応状況)

##### ①について

令和2年度から実施する委託調査において、外国人材の受入れに関する優良事例を収集することとしており、得られた事例については、協議会等の場を通じて周知する。

##### ②について

業界団体等と協力し、地方におけるセミナーの開催を検討する。

##### ③について

平成31年4月に開催した「第1回ビルクリーニング分野特定技能協議会」において、引き

抜き防止に関する申合せが重要であることを確認したところである。また、特定技能所属機関が当該協議会への加入を希望する際には、他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きは行わないこと等を遵守するよう求めている。

④について

令和元年度は東京、大阪を含めて6都市で国内試験を実施したところである。令和2年4月～5月に実施を予定している国内試験は、さらに開催都市を増やし、9都市での実施を予定している。

⑤について

現時点で、過度集中地域は生じていないところである。引き続き、地域における特定技能外国人の状況に係る情報収集に努め、過度集中地域が生じた場合は、協議会等において、当該地域における合格証明書の発行に要する費用の引上げを検討する。

## 2 キャリアパスの明確化

### 2(2) 特定技能試験の円滑な実施等

#### 【具体的施策】

日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示すことや、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、分野別の協議会等において、積極的にキャリアパスの明確化を図る。

#### (対応状況)

令和2年度から実施する委託調査においては、どのような経験・スキルが報酬や職位につながっていくか等の事例も収集することとしており、得られた優良事例を協議会等の場で周知することにより、ビルクリーニング分野におけるキャリアパスの明確化を図ることとする。

なお、キャリアパスの検討にあたっては、現在、建設分野と造船・船用工業分野のみ認められている特定技能2号への追加の要否についても検討を進める。